



2026年4月28日

各 位

会社名 株式会社オータケ  
代表者 代表取締役社長 金戸 俊哉  
(コード: 7434 東証スタンダード市場)  
問合せ先 執行役員 企画管理本部 部長 横山 和仁  
(TEL. 052-211-0150)

### 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株処分」という。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年7月15日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 29,700株 (注)
(3) 処分価額	1株につき1,840円
(4) 処分総額	54,648,000円 (注)
(5) 処分方法 (処分予定先)	第三者割当の方法による (オータケ従業員持株会 (以下、「本持株会」という。))
(6) その他	本自己株処分については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。

(注)「処分する株式の数」及び「処分総額」は、最大値であり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会加入者への特別奨励金スキーム（以下、「本スキーム」という。）に同意する本持株会の会員資格のある従業員の数に応じたものとなります。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、本持株会の会員資格のある当社の従業員のうち、本スキームに同意する者（以下、「対象従業員」という。）に対し、対象従業員の財産形成の一助とすることに加えて、当社の従業員が、当社が発行する普通株式（以下、「当社株式」という。）を所有することにより経営参画意識を高めるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、対象従業員に対し特別奨励金（以下、「本特別奨励金」という。）を支給し、本特別奨励金の拠出をもって本持株会に当社株式を割り当てる本スキームの内容を決議し、本日開催の当社取締役会において、現在当社が保有する自己株式362,106株（2025年11月30日現在）のうち29,700株（5,464万円相当）を本持株会へ処分することを決議しました。

本スキームは、対象従業員に本特別奨励金を支給し、本特別奨励金の拠出をもって本持株会に当社株式を割り当てるものです。処分株式数につきましては、1. 処分の概要の (注)

に記載のとおり、最大 29,700 株を本持株会へ処分する予定です。

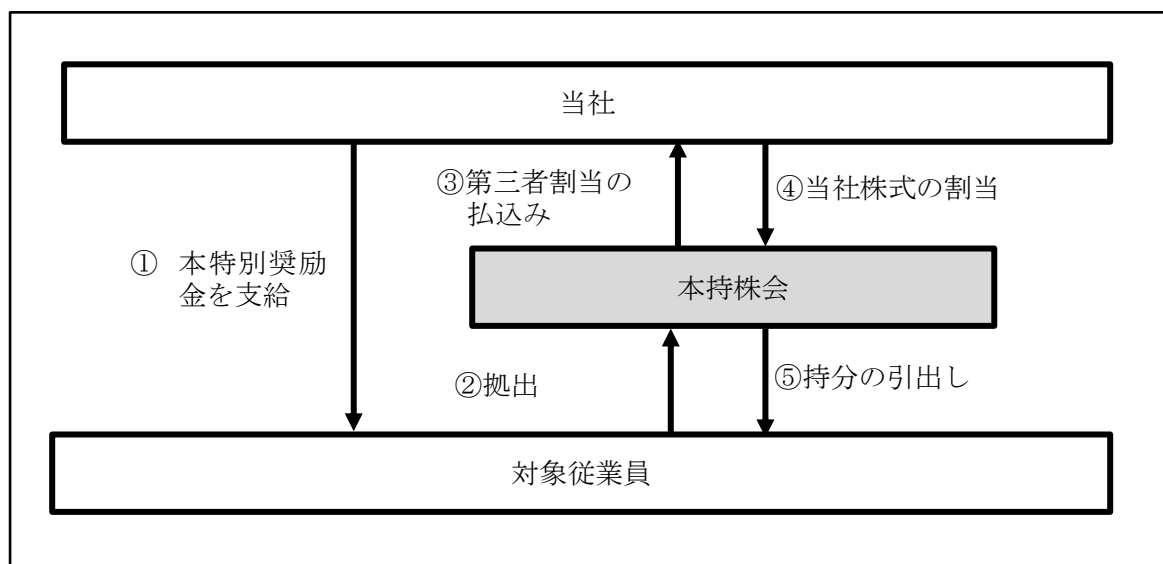
なお、希薄化の規模は、2025 年 11 月 30 日現在の発行済株式総数 4,284,500 株に対する割合が 0.69%、2025 年 11 月 30 日現在の総議決権個数 39,215 個に対する割合が 0.76% (いずれも小数点以下第 3 位を四捨五入。) と軽微であるため、本スキームの目的に照らして合理的であると考えております。

### 3. 本スキームの概要

本スキームにおいては、本持株会に加入する対象従業員に対し、本特別奨励金を支給し、対象従業員は本特別奨励金を本持株会に対して拠出することとなります。本持株会は、対象従業員から拠出された本特別奨励金を取り纏め、当社に対して払込みをすることにより、本持株会は当社株式の発行又は処分を受けることとなります。

(ご参考)

本スキームの仕組みは下記のとおりです。



### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日 (2026 年 4 月 27 日) の東京証券取引所における当社株式の終値である 1,840 円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えております。

なお、この価額は、当社株式の東京証券取引所における当社取締役会決議日の直前営業日までの 1 か月間 (2026 年 3 月 28 日から 2026 年 4 月 27 日まで) の終値単純平均値である 1,864 円 (円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じ。) からの乖離率は▲1.29% (小数点以下第 3 位を四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。)、同直前営業日までの 3 か月間 (2026 年 1 月 28 日から 2026 年 4 月 27 日まで) の終値単純平均値である 1,899 円からの乖離率は▲3.11%、及び同直前営業日までの 6 か月間 (2025 年 10 月 28 日から 2026 年 4 月 27 日まで) の終値単純平均値である 1,890 円からの乖離率は▲2.65%となっており、特に有利な価額には該当しないものと判断いたしました。

本日開催の当社取締役会に出席した取締役全員 (うち社外取締役 3 名) は、上記払込金額

について、本自己株処分が本スキームの実施を目的としていること、及び、払込金額が当社取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値であることに鑑み、割当先である本持株会に特に有利な払込金額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適正である旨の意見を表明をしています。

#### 5. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないことから東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上